

令和6年5月1日

関係各位

松塩筑木曾老人福祉施設組合  
管理者 塩尻市長 百瀬 敬

**令和6年度 喀痰吸引等研修（第一・二号研修）の受講者募集について**

松塩筑木曾老人福祉施設組合では、社会福祉士法及び介護福祉士法の登録研修機関として、標記研修を実施しています。

つきましては、別添「令和6年度喀痰吸引等研修（第一・二号研修）募集要項」に基づき、令和6年度の受講者を次により募集しますので申し込みをしてください。

募集期間 令和6年5月1日（水）から令和6年5月24日（金）

申込多数の場合は、申込状況などを総合的に勘案し、受講決定を行いますのでご了承願います。

**【お問合せ先】**

松塩筑木曾老人福祉施設組合  
塩尻市大字広丘郷原 1683 番地 1  
連絡先 TEL 0263-53-5000  
FAX 0263-53-5001  
担 当 管理課 三澤

## 令和6年度 松塩筑木曾老人福祉施設組合喀痰吸引等研修（第一・二号研修） 募集要項

### 1 目的

介護保険施設及び障害者支援施設等の施設並びに居宅において、介護職員等が、医師の指示に基づき必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる知識及び技術を修得することを目的とします。

### 2 実施者

松塩筑木曾老人福祉施設組合

### 3 受講対象者

- (1) 介護福祉士実務者研修修了者又は平成28年度以降介護福祉士系学校卒業者
- (2) 松塩筑木曾老人福祉施設組合が開催する研修会場に通うことができる者

### 4 定員 20人

一号研修（10人※2人）実地研修が自施設で可能な者を優先します。

注：一号研修が定員を超えた場合には二号研修に変更いただく場合があります。

二号研修（10人※6人）

※ 実地研修委託医療機関定員

### 5 受講料

#### (1) 介護福祉士実務者研修修了者

初回支払額＝26,000円＋実地研修費用（研修を依頼する場合）

内 訳	金 額	初回費用	備 考
事務手数料	4,000円	4,000円	
筆記試験	10,000円	10,000円	再試験の場合も同額
基本研修Ⅱ（演習）	10,000円	10,000円	
損害保険	2,000円	2,000円	1年間有効
実地研修（第一号研修）	10,000円	10,000円 ×履修数	研修を依頼する場合は履修する手技1科目につき要する費用が10,000円
実地研修（第二号研修）			

#### (2) 平成28年度以降介護福祉士系学校卒業者

初回支払額＝16,000円＋実地研修費用（研修を依頼する場合）

内 訳	金 額	初回費用	備 考
事務手数料	4,000円	4,000円	
基本研修Ⅱ（演習）	10,000円	10,000円	
損害保険	2,000円	2,000円	1年間有効
実地研修（第一号研修）	10,000円	10,000円 ×履修数	研修を依頼する場合は履修する手技1科目につき要する費用が10,000円
実地研修（第二号研修）			

※受講料は納付案内によりお支払いください。尚、実地研修費用は、初回支払額に加算してお支払いいただくことになります。

## 6 日程及び会場

別紙3「松塩筑木曾老人福祉施設組合 喀痰吸引等研修カリキュラム」参照

## 7 基本研修Ⅱ（演習）

演習は5つのグループに分けて実施し、実施日は個別に指定します。

## 8 実地研修

実地研修は、原則として受講者自らが所属する事業所において実施していただきます。実地研修を行う事業所においては、必要な体制整備を行っていただくようお願いします。また、実地研修先にて指導をする者は、県が実施した喀痰吸引等研修指導者研修を修了したその実地研修先に勤務する者（以下「指導看護師」という。）とします。

なお、実地研修先が確保できない場合は、別紙1「喀痰吸引等研修（第二号研修）受講申込書」にその旨記載してください。

また、吸引を履修する方は、口腔内吸引の選択が必須になります。

## 9 申込書類

- ・別紙1「喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）受講申込書」
- ・別紙2「喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）推薦書」（事業所で作成）
- ・介護福祉士実務者研修修了者の方は修了証の写し、平成28年度以降介護福祉士系学校卒業者の方は卒業証書の写し

### 【 申込書送付先 】

〒399-0704 塩尻市大字広丘郷原1683番地1

松塩筑木曾老人福祉施設組合事務局内 喀痰吸引等研修事業担当

## 10 申込期限

令和6年5月1日（月）から令和6年5月24日（金）

※郵送にてお願いします。（FAX、メール便 不可）

## 11 受講決定

受講決定は、所属事業所の喀痰吸引等のケアを必要とする該当者の数や、自施設で実地研修を行えるか等を勘案して受講を決定し、その結果を郵送にて事業所宛に6月上旬までに通知します。

## 12 注意事項

指定した期日までに受講料の支払いが確認できない場合や、記載内容に虚偽があった場合、及び受講者が遅刻、早退、欠席した場合、並びに研修を継続するのが困難だと判断した場合は受講が無効となりますのでご注意ください。